

令和4年第4回臨時会

# むかわ町議会会議録

令和4年 4月25日 開会

令和4年 4月25日 閉会

むかわ町議会

## 令和4年第4回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	3

### 第 1 号 (4月25日)

議事日程	5
本日の会議に付した事件	6
出席議員	6
欠席議員	6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6
事務局職員出席者	7
臨時議長の紹介	8
臨時議長挨拶	8
開会及び開議	8
議事日程の報告	8
議員・理事者・説明員の紹介	9
仮議席の指定	12
会議録署名議員の指名	12
町長挨拶並びに行政報告及び提出事件の概要説明	13
選挙第1号 むかわ町議会議長の選挙	17
会期の決定	19
選挙第2号 むかわ町議会副議長の選挙	19
議席の指定	21
常任委員の選任	21
日程の追加	22
議長の常任委員辞任	22
諸般の報告	24
議会広報委員の選任	24
諸般の報告	25

議会運営委員の選任	2 5
諸般の報告	2 6
選挙第 3 号 胆振東部消防組合議会議員の選挙	2 6
選挙第 4 号 胆振東部日高西部衛生組合議会議員の選挙	2 7
選挙第 5 号 平取町外 2 町衛生施設組合議会議員の選挙	2 8
選挙第 6 号 むかわ町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	2 9
承認第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1
承認第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6
承認第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 8
承認第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 1
同意第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 3
同意第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 4
同意第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6
日程の追加	4 8
閉会中の所管事項調査の件	4 8
閉議及び閉会	4 9
署名議員	5 1

むかわ町告示第19号

令和4年第4回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年4月20日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和4年4月25日（月）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

3 付議事件

町長から提出あった事件

承 認

承認第 5号 専決処分につき承認を求める件  
(令和3年度むかわ町一般会計補正予算(第16号))

承認第 6号 専決処分につき承認を求める件  
(むかわ町税条例の一部を改正する条例)

承認第 7号 専決処分につき承認を求める件  
(むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

承認第 8号 専決処分につき承認を求める件  
(むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例)

同 意

同意第 2号 むかわ町監査委員の選任につき同意を求める件

同意第 3号 むかわ町監査委員の選任につき同意を求める件

同意第 4号 むかわ町副町長の選任につき同意を求める件

議員等から提出あった事件

選挙第 1号 むかわ町議会議長の選挙

- 選挙第 2号 むかわ町議会副議長の選挙
- 選挙第 3号 胆振東部消防組合議会議員の選挙
- 選挙第 4号 胆振東部日高西部衛生組合議会議員の選挙
- 選挙第 5号 平取町外2町衛生施設組合議会議員の選挙
- 選挙第 6号 むかわ町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	栗原健一	議員	2番	伊藤恵美	議員
3番	古内みゆき	議員	4番	奥野恵美子	議員
5番	東千吉	議員	6番	佐藤守	議員
7番	中島勲	議員	8番	大松紀美子	議員
9番	三上純一	議員	10番	小坂利政	議員
11番	北村修	議員	12番	津川篤	議員
13番	野田省一	議員			

不応招議員（なし）

## 令和4年第4回むかわ町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和4年4月25日（月）午前10時開会

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 町長挨拶並びに行政報告及び提出事件の概要説明

#### 議員等提出事件

- 第 4 選挙第 1号 むかわ町議会議長の選挙
- 第 5 会期の決定
- 第 6 選挙第 2号 むかわ町議会副議長の選挙
- 第 7 議席の指定
- 第 8 常任委員の選任
- 第 9 議会広報委員の選任
- 第10 議会運営委員の選任
- 第11 選挙第 3号 胆振東部消防組合議会議員の選挙
- 第12 選挙第 4号 胆振東部日高西部衛生組合議会議員の選挙
- 第13 選挙第 5号 平取町外2町衛生施設組合議会議員の選挙
- 第14 選挙第 6号 むかわ町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

#### 町長提出事件

- 第15 承認第 5号 専決処分につき承認を求める件  
(令和3年度むかわ町一般会計補正予算(第16号))
- 第16 承認第 6号 専決処分につき承認を求める件  
(むかわ町税条例の一部を改正する条例)
- 第17 承認第 7号 専決処分につき承認を求める件  
(むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第18 承認第 8号 専決処分につき承認を求める件

(むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例)

- 第19 同意第 2号 むかわ町監査委員の選任につき同意を求める件  
第20 同意第 3号 むかわ町監査委員の選任につき同意を求める件  
第21 同意第 4号 むかわ町副町長の選任につき同意を求める件
- 

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21まで議事日程に同じ

議員等提出事件

追加 議長の総務厚生常任委員辞任の件

追加 閉会中の所管事項調査の件

---

#### 出席議員（13名）

- |     |       |    |     |       |    |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 栗原健一  | 議員 | 2番  | 伊藤恵美  | 議員 |
| 3番  | 古内みゆき | 議員 | 4番  | 奥野恵美子 | 議員 |
| 5番  | 東千吉   | 議員 | 6番  | 佐藤守   | 議員 |
| 7番  | 中島勲   | 議員 | 8番  | 大松紀美子 | 議員 |
| 9番  | 三上純一  | 議員 | 10番 | 小坂利政  | 議員 |
| 11番 | 北村修   | 議員 | 12番 | 津川篤   | 議員 |
| 13番 | 野田省一  | 議員 |     |       |    |

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |         |      |         |      |
|---------|------|---------|------|
| 町長      | 竹中喜之 | 副町長     | 渋谷昌彦 |
| 支所長     | 藤江伸  | 会計管理者   | 上田光男 |
| 総務企画課長  | 成田忠則 | 総務企画課参事 | 大塚治樹 |
| 総務企画課参事 | 本間彰  | 総務企画課幹主 | 柴田巨樹 |
| 総務企画課幹主 | 梶丸直士 | 総務企画課幹主 | 菊池功  |



町民生活課長	八木敏彦	町民生活課 主 幹	菊池恵美
町民生活課 主 幹	小坂僚介	健康福祉課長	菅原光博
健康福祉課 参 事	今井喜代子	健康福祉課 主 幹	高橋佳香
健康福祉課 主 幹	熊谷伸一	健康福祉課 主 幹	横山貴仁
農林水産課長	酒巻宏臣	農林水産課 参 事	高木龍一郎
農林水産課 主 幹	藤野真稔	経済建設課長	吉田直司
経済建設課 参 事	江後秀也	経済建設課 主 幹	梅津晶
経済建設課 主 幹	佐藤琢	経済建設課 主 幹	西村和将
企画町民課長	石川英毅	企画町民課 主 幹	長谷山一樹
経 済 恐 竜 ワ ー ル ド 戦 略 室 長	加藤英樹	経 済 恐 竜 ワ ー ル ド 戦 略 室 主 幹	櫻井和彦
国民健康保険 穂別診療所 事 務 長	西幸宏	教 育 長	長谷川孝雄
生涯学習課長	佐々木義弘	教育振興室長	藤田浩樹
生涯学習課 主 幹	松本洋	選挙管理委員 会 事 務 局 長	成田忠則
農業委員 会 長	東和博	農業委員 会 長	高木龍一郎
監 査 委 員	数矢伸二		

---

**事務局職員出席者**

事 務 局 長 今 井 巧 主 査 酒 巻 早 苗

---

### ◎臨時議長の紹介

○議会事務局長（今井 巧君） おはようございます。

議会事務局長の今井でございます。

本日の会議は、4月18日開催の初議会召集前のむかわ町議会議員全員による打合せ会議において協議しましたとおり、配付しております臨時会会期日程表により運営いたします。

会期中には、全員協議会、常任委員会等も予定されておりますので、予定どおり進行されますよう議員各位の御協力をお願い申し上げます。

本日の臨時会は、改選後初めての議会でございます。

したがって、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の中島議員を御紹介申し上げます。

中島議員は、議長席にお着き願います。

〔中島 勲臨時議長 議長席に着く〕

---

### ◎臨時議長挨拶

○臨時議長（中島 勲君） 皆さん、おはようございます。

ただいま御紹介いただきました中島 勲でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職責を行います。どうぞよろしく願いいたします。

---

### ◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（中島 勲君） ただいまの出席議員数は13名です。規定数に達しておりますので、令和4年第4回むかわ町議会臨時会を開催します。

冒頭ではありますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、議場内ではマスクを着用とし、原則、自席での発言など、各種対策に御協力をお願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

---

### ◎議事日程の報告

○臨時議長（中島 勲君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

---

#### ◎議員・理事者・説明員の紹介

○臨時議長（中島 勲君） 本臨時会は、選挙後、初の議会でございます。皆様から自己紹介をお願いしたいと存じます。

最初に、議員から仮議席番号順でお願いいたします。

それでは、仮議席1番、栗原議員から起立の上、順にお願いいたします。

○1番（栗原健一君） 栗原健一でございます。穂別生まれ、穂別在住でございます。新人ではございますが、町のために頑張っていきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○2番（伊藤恵美君） 伊藤恵美です。ちょっと初議会ということで、とても緊張しています。一生懸命頑張りますので、よろしくお願い致します。

○3番（古内みゆき君） 古内みゆきと申します。どうぞよろしくお願いいたします。私は今、むかわ町内にある会社のほうで仕事をしております。今年の4月に6人新入社員が入ってきてまして、2023年、来年の3月、4月には今の段階で3人がむかわに越してくるというのが決まっております。なるべくむかわの人口を増やすべく、議会のほうも、仕事のほうも頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○4番（奥野恵美子君） 皆さん、おはようございます。奥野恵美子と申します。これまで女性団体、あるいは、まちづくり委員で町職員の皆さんには大変お世話になりました。ありがとうございます。これからは議員として、町民の皆さんのお声を少しでも多く届けながら、新たな目線でむかわ町のまちづくりに力を注いでまいりたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○13番（野田省一君） 改めまして野田省一でございます。今後ともまたひとつよろしくお願いをいたします。

○5番（東 千吉君） 東 千吉です。また4年間、よろしくお願いをいたします。

○11番（北村 修君） 北村でございます。このおやじまた来たかというふうに思わないで、4年間お付き合いをいただければありがたいなと思っています。改めて新人のつもりで頑張ります。よろしくお願い致します。

○8番（大松紀美子君） 大松紀美子です。これから4年間、また頑張りたいと思っています。よろしくお願いいたします。

- 10番（小坂利政君） 小坂でございます。引き続きよろしくお願いを申し上げます。
- 6番（佐藤 守君） 皆さん、おはようございます。佐藤 守です。ひとつよろしく、またお世話になります。
- 9番（三上純一君） おはようございます。三上純一です。よろしくお願いを申し上げます。
- 12番（津川 篤君） 津川 篤でございます。また4年間、目いっぱい町民のために頑張っ  
てまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。
- 臨時議長（中島 勲君） 中島 勲と申します。今後4年間、よろしくお願いをいたします。  
ありがとうございました。  
続きまして、理事者、説明員の自己紹介をお願いいたします。  
竹中町長から順をお願いいたします。
- 町長（竹中喜之君） むかわ町長の竹中喜之でございます。どうぞよろしくお願いをいたしま  
す。
- 副町長（渋谷昌彦君） 副町長の渋谷昌彦でございます。よろしくお願いをいたします。
- 教育長（長谷川孝雄君） 教育長の長谷川です。よろしくお願いをいたします。
- 監査委員（数矢伸二君） 町の代表監査委員を仰せつかっております数矢と申します。よろ  
しくお願いをいたします。
- 会計管理者（上田光男君） 会計管理者の上田と申します。よろしくお願いをいたします。
- 支所長（藤江 伸君） 穂別総合支所長、藤江 伸でございます。どうぞよろしくお願いを  
いたします。
- 総務企画課長（成田忠則君） 総務企画課長の成田忠則と申します。よろしくお願いを  
いたします。
- 総務企画課参事（本間 彰君） 総務企画課兼経済恐竜ワールド戦略室参事の本間 彰と申  
します。4月から北海道庁より派遣になりました。むかわ町のために一生懸命頑張りますの  
で、よろしくお願いをいたします。
- 総務企画課主幹（柴田巨樹君） 総務企画課主幹、総務グループ長の柴田でございます。よ  
ろしくお願いをいたします。
- 総務企画課主幹（栃丸直士君） 総務企画課主幹、政策推進グループ長の栃丸でございます。  
よろしくどうぞお願いをいたします。
- 総務企画課主幹（菊池 功君） 同じく総務企画課主幹、財務グループ長の菊池 功と申し  
ます。よろしくお願いをいたします。
- 企画町民課長（石川英毅君） おはようございます。穂別総合支所、企画町民課長の石川で

ございます。よろしくお願いいたします。

○企画町民課主幹（長谷山一樹君） 企画町民課主幹、町民グループ長の長谷山です。よろしくお願ひします。

○町民生活課長（八木敏彦君） 町民生活課長の八木敏彦です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○町民生活課主幹（菊池恵美君） 町民生活課主幹、税務グループ長の菊池恵美と申します。よろしくお願ひいたします。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） 町民生活課、生活環境グループ長の小坂です。どうぞよろしくお願ひします。

○健康福祉課長（菅原光博君） 健康福祉課長の菅原光博と申します。よろしくお願ひいたします。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） 健康福祉課参事兼ねて介護グループ長の今井です。よろしくお願ひいたします。

○健康福祉課主幹（高橋佳香君） 同じく健康福祉課主幹、保健グループ長の高橋佳香と申します。よろしくお願ひいたします。

○健康福祉課主幹（熊谷伸一君） 健康福祉課主幹、子育て福祉グループ長の熊谷です。よろしくお願ひします。

○健康福祉課主幹（横山貴仁君） 同じく健康福祉課主幹、健康グループ長兼ねてむかわ町国民健康保険穂別診療所事務次長の横山でございます。よろしくお願ひいたします。

○国民健康保険穂別診療所事務長（西 幸宏君） 国民健康保険穂別診療所事務長の西でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○生涯学習課長（佐々木義弘君） 教育委員会、生涯学習課長兼ねて学校教育グループ長の佐々木義弘です。よろしくお願ひいたします。

○生涯学習課主幹（松本 洋君） 生涯学習課主幹、社会教育グループ長の松本 洋です。よろしくお願ひいたします。

○教育振興室長（藤田浩樹君） 教育委員会、教育振興室長の藤田浩樹です。よろしくお願ひいたします。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） 農林水産課長の酒巻宏臣と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○農林水産課参事（高木龍一郎君） 農林水産課参事兼ねて農業林務グループ長の高木と申し

ます。よろしくお願ひいたします。

○農林水産課主幹（藤野真稔君） 農林水産課主幹、農業水産グループ長、藤野でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○経済建設課長（吉田直司君） 経済建設課長の吉田直司です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○経済建設課参事（江後秀也君） 経済建設課参事兼ねて技術グループ長の江後秀也と申します。よろしくお願ひします。

○経済建設課主幹（梅津 晶君） 経済建設課主幹、商工観光戦略グループ長、梅津でございます。よろしくお願ひいたします。

○経済建設課主幹（佐藤 琢君） 経済建設課主幹、上下水道グループ長の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。

○経済建設課主幹（西村和将君） 経済建設課主幹、建設グループ長の西村でございます。よろしくお願ひいたします。

○経済恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） 経済恐竜ワールド戦略室長の加藤英樹と申します。平成28年から恐竜化石を生かしたまちづくりを推進しております。よろしくお願ひいたします。

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（櫻井和彦君） 経済恐竜ワールド戦略室主幹でむかわ町穂別博物館の櫻井です。皆さんのお越しをお待ちしております。よろしくお願ひします。

○農業委員会事務局長（東 和博君） 農業委員会事務局長の東 和博と申します。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（中島 勲君） 以上で理事者、説明員の自己紹介を終わります。

ありがとうございました。

---

#### ◎仮議席の指定

○臨時議長（中島 勲君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席といたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○臨時議長（中島 勲君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、むかわ町議会会議規則第120条の規定により、仮議席1番、栗原健一

議員、仮議席2番、伊藤恵美議員を指名いたします。

---

### ◎町長挨拶並びに行政報告及び提出事件の概要説明

○臨時議長（中島 勲君） 日程第3、町長から挨拶並びに行政報告及び提出事件の概要説明の申出がありましたので、登壇によりこれを許します。

竹中町長。

[竹中喜之町長 登壇]

○町長（竹中喜之君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和4年第4回むかわ町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄何かとお忙しい中を御出席いただき、ありがとうございます。

まず、さきの選挙によりここに新しく13名の議員の皆様が誕生されましたこと、お喜びを申し上げます。私もこのたびの町長選挙におきまして、3期目の町政運営を担当させていただくことになり、改めて責任の重大さを痛感しているところであります。

これまでの2期8年間の事業をさらに前進させるとともに、町民の皆さんとともに作り上げた第2次むかわ町まちづくり計画にも掲げております「人とつながる、笑顔でつながる、未来につながるまちむかわ」、この実現に向けて全力で取り組んでまいります。

また、北海道胆振東部地震で甚大な被害を受けたむかわ町、復旧、復興にとどまらず、これまで誰も経験していない新型コロナウイルス感染症への対応など、新たな事態に直面しております。この間の「耕そう！むかわの底力で私たちの未来へつなぐ」を基本姿勢として、震災にも人口減少にもコロナ禍にも負けないレジリエンス、回復力、復元力というのを高め、いざというときの備えを固めるよう、事前復興と未来に向けた創造的な復興のまちづくりを推進してまいります。

今後におきましても、私自身が先頭に立ち、職員と一丸となり、この際、最高傑作のつながるをつくり、未来志向型の好循環のまちづくりに全力を尽くしてまいります。

議員の皆様におかれましても、共に行政を発展させていくべく、御理解、そして、御指導をいただきますよう切にお願いを申し上げまして、臨時会招集に当たりましての私の挨拶に代えさせていただきます。

さて、提出事件の概要説明に入ります前に、3件の行政報告を申し上げます。

まず、1点目は、第1回定例会で報告をしました穂別地区における水道水の異臭についてのその後の対応状況について御報告を申し上げます。

2月24日、町民数件から水道水に灯油臭がするとの連絡を受け、北海道が発注している治山工事の現場下流の河川で微量の油膜を発見し、オイルフェンス、吸着マットを設置、臨時的に別系統の河川に取水口を変更する対応を図ってきたところでございます。その後、調査を進めた結果、北海道からは工事現場内での少量の油流出があったこと、今後、このような事故が起こらないよう、受注者への指導と万全な油流出防止対策を講じていくとの報告がなされたところでございます。

なお、現在のところ、油の付着は確認されていない状況ですが、今後の雪解け水による河川増水も予想されることから、安全が確認できるまで吸着マット等の設置を続け、管理を行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目として、新型コロナウイルス感染症における第1回定例会で報告した以降の本町の対応状況について報告を申し上げます。

道内に適応されたまん延防止等重点措置については、2度の期間延長を経て3月21日に終了、現在に至っております。4月に入り、新入学や転勤など、人の動きも活発となり、新規感染者は増加傾向にあり、全道的に第7波が懸念されているところでもあります。

本町では、穂別地区認定こども園において4月5日に園児1名が感染し、保護者から連絡を受けたこども園から同日、町に報告があったところです。これを受け、感染拡大防止のため、町と認定こども園で協議の上、4月6日から11日までを臨時休園とし、翌6日には職員による施設内の消毒作業を行い、園児及び全職員のPCR検査を実施した結果、職員3名の感染が確認されました。このため、7日に町と認定こども園による緊急の感染症対策会議を開催し、その後、感染した園児及び職員と接触がない別の園児1名と、新たに家庭内感染により職員2名の感染が確認され、結果として園児2名と職員5名が感染に至ったところでございます。

なお、これ以降、園内での感染の広がりがなく、4月10日に業者による園内消毒の実施と、再開前2日間にわたる職員の簡易抗原検査により全てが陰性確認されたことから、4月12日より感染のあったクラスを除き園児の受入れを再開、翌17日からは通常どおりの開園となったところでございます。

認定こども園は、日頃から園内における感染予防対策を実施してきておりますが、引き続き緊張感を持ち、感染対策に努めていくこととしております。

また、本町における最近の特徴としましては、感染すると家庭内で拡大する傾向にあり、本町の感染者は1月以降、4月24日現在でございまして、188人となっているところでござ



います。皆様には、これまでの基本的な感染防止策を継続していただくことをお願いするとともに、町としましては、状況に応じ、随時、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、迅速な対応と情報の提供に努めてまいりますので、御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、3点目につきましては、本町で発生しました鳥インフルエンザの件について御報告を申し上げます。

4月12日に町内春日におきまして、衰弱したクマタカ1羽を回収、翌13日に死亡を確認、検査を実施したところ、15日にA型インフルエンザウイルスの陽性反応が確認されました。このため、環境省が回収地点の周辺10キロメートル圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視が強化されました。さらに、国立環境研究所におきまして、遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザH5亜型が検出されたところでございます。本町は北海道と調整の上、監視区域内における他の野鳥の監視を続けており、町民の皆さんには、注意喚起のため、防災無線等により周知を行ってきたところでございます。

また、4月16日に白老町の養鶏場で発生しました高病原性鳥インフルエンザによる対応では、北海道の要請に応じ、消毒作業のため、本町職員を21日早朝から24時間体制、8時間交代、4人1組として、1日12名を連続して派遣を行っており、1日も早い事態の収束を願うものでございます。

道内では、網走市をはじめ、他に5市町村の高病原性鳥インフルエンザが確認されてきており、引き続き本町におきましても、より警戒感を持ちながら、野鳥の監視が必要となっているところでございます。

町民の皆様には、改めてお願いを申し上げます。

野鳥の死骸等を発見した場合には、触らず、まず、役場に御連絡いただきますよう、よろしくをお願いを申し上げます。

加えて、さきに議会と連名で抗議を行っておりますロシアのウクライナ侵攻への1日も早い平和的解決を重ねて願いまして、第4回臨時会に当たりまして行政報告といたします。

続いて、本臨時会で御審議いただく事件につきましては、承認4件、同意3件であります。

承認第5号 専決処分につき承認を求める件につきましては、令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第16号）を令和4年3月31日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

承認第6号 専決処分につき承認を求める件につきましては、地方税法等の改正に伴い、

むかわ町税条例の一部を改正する条例を令和4年4月1日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

承認第7号 専決処分につき承認を求める件につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免について適用期間を延長するため、むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和4年4月1日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

承認第8号 専決処分につき承認を求める件につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと等による第1号被保険者保険料の減免について適用期間を延長するため、むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例を令和4年4月1日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

同意第2号 むかわ町監査委員の選任につき同意を求める件につきましては、本年5月11日をもって任期満了となる識見を有する者から選任する監査委員につきましては、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

同意第3号 むかわ町監査委員の選任につき同意を求める件につきましては、令和4年4月22日をもって任期満了となった議員のうちから選任する監査委員につきましては、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

同意第4号 むかわ町副町長の選任につき同意を求める件につきましては、本年5月11日をもって任期満了となる副町長の選任につきましては、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上、提出事件の概要を申し上げました。後ほど説明員から御説明を申し上げますので、よろしく御審議、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○臨時議長（中島 勲君） これで町長挨拶並びに行政報告及び提出事件の概要説明を終わります。

この後の日程第4、選挙第1号から日程第14、選挙第6号までは説明員の説明を要しないため、説明員は退席願います。

しばらく休憩します。

〔説明員 退席〕

休憩 午前10時34分

再開 午前10時39分

○臨時議長（中島 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎選挙第1号 むかわ町議会議長の選挙

○臨時議長（中島 勲君） 日程第4、選挙第1号 むかわ町議会議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（中島 勲君） ただいまの出席議員数は13名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に仮議席3番、古内みゆき議員、仮議席4番、奥野恵美子議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（中島 勲君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中島 勲君） 投票用紙の配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（中島 勲君） 投票箱は異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の左の記載欄に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

投票用紙の記載の方法ですが、記載台で記載の上、投票箱に投函してください。

投票箱までの順路ですが、議長席に向かって右側から登壇し、投票後、左側から自席に戻ってください。そして、御着席ください。

ただいまから投票を行います。

点呼を命じます。

〔氏名点呼、投票〕

○臨時議長（中島 勲君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中島 勲君） 投票漏れなしと認め、これで投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

古内議員と奥野議員は、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（中島 勲君） 選挙の結果を報告します。

投票総数は13票です。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票13票、無効ゼロ票です。

有効投票のうち、野田省一議員7票、小坂利政議員6票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、野田省一議員が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（中島 勲君） ただいま議長に当選されました野田省一議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

議長に当選されました野田省一議員から発言を求められておりますので、これを許します。

野田省一議員、登壇願います。

当選人の御挨拶をいただきます。

〔野田省一議長 登壇〕

○議長（野田省一君） 改めまして、ただいま当選をいたしました野田省一でございます。

このたびは皆様方に大変お世話になりました、誠にありがとうございます。

今回の選挙、ただいまのとおり、大変接戦の中でありましたけれども、これも互いにむかわ町発展のためにという思いでの結果でありますので、皆様方には何とぞ御理解をいただきたいと思っております。また、今からノーサイドという精神の中で、同じ仲間として、また、むかわ町発展のために、そして、また、まちづくりのために、町民の皆さんのために、議員が一丸となってむかわ町発展のために力を尽くしたいと、このように考えておりますので、皆様方の御協力をよろしくをお願いいたします。4年間よろしくお願いいたします。

○臨時議長（中島 勲君） これをもちまして、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

皆様方の御協力に感謝いたします。

それでは、野田省一議長、議長席にお着き願います。

[野田省一議長 議長席に着く]

---

◎会期の決定

○議長（野田省一君） 日程第5、会期の決定の件についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、4月18日開催の議員全員による打合せ会議において協議済みのとおり、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 異議なしと認め、したがって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定をいたしました。

---

◎選挙第2号 むかわ町議会副議長の選挙

○議長（野田省一君） 日程第6、選挙第2号 むかわ町議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○議長（野田省一君） ただいまの出席議員数は13人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人は仮議席6番、東 千吉議員、仮議席7番、北村 修議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（野田省一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 投票用紙の配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（野田省一君） 投票箱は異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の左の記載欄に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

投票用紙の記載方法ですが、記載台での記載の上、投票箱に投函してください。

投票箱までの順路ですが、議長に向かって右側から登壇し、投票後、左側に自席に戻って御着席ください。

ただいまから投票を行います。

点呼を命じます。

[氏名点呼、投票]

○議長（野田省一君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 投票漏れなしと認め、これで投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

東 千吉議員と北村 修議員は、開票の立会いを願います。

[開票]

○議長（野田省一君） 選挙結果を報告いたします。

投票総数は13票です。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票13票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、佐藤 守議員6票、津川 篤議員7票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、津川 篤議員が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解除いたします。

[議場開鎖]

○議長（野田省一君） ただいま副議長に当選されました議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

副議長に当選されました津川 篤議員から発言を求められておりますので、これを許します。

津川 篤議員は登壇を願います。

当選人の御挨拶をいただきます。

[津川 篤副議長 登壇]

○副議長（津川 篤君） ただいま皆様方から投票をいただき、副議長の任を仰せつかりました。私、議長をサポートする女房役として、町民の皆さんの御意見を最大限に活用した議会づくりというものがようになってくるというふうに思いますので、議員の皆さんの特段なる御協力をいただきますよう心からお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしく

お願いをいたします。

---

### ◎議席の指定

○議長（野田省一君） 日程第7、議席の指定を行います。

議席の指定方法については、4月18日に開催されました議員全員による打合せ会議において協議済みです。

議席は、むかわ町議会会議規則第4条第1項の規定により、議長から指定をいたします。

議席番号1、栗原健一議員、議席番号2、伊藤恵美議員、議席番号3、古内みゆき議員、議席番号4、奥野恵美子議員、議席番号5、東 千吉議員、議席番号6、佐藤 守議員、議席番号7、中島 勲議員、議席番号8、大松紀美子議員、議席番号9、三上純一議員、議席番号10、小坂利政議員、議席番号11、北村 修議員、議席番号12、津川 篤議員、議席番号13、野田省一議員。

ただいま議席番号を指定いたしました。

指定議席移動及び全員協議会召集のため、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時19分

再開 午後 1時30分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎常任委員の選任

○議長（野田省一君） 日程第8、常任委員の選任を行います。

議会の運営に関する基準第106項の規定により、先刻召集の全員協議会において調整したとおり、総務厚生常任委員6名を指名いたします。2番、伊藤恵美議員、3番、古内みゆき議員、7番、中島 勲議員、8番、大松紀美子議員、10番、小坂利政議員、12番、津川 篤議員、13番、野田省一議員。

次に、経済文教常任委員6名を指名します。1番、栗原健一議員、4番、奥野恵美子議員、5番、東 千吉議員、6番、佐藤 守議員、9番、三上純一議員、11番、北村議員。

以上のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 今、議長、6人と言ったでしょう。違いますか。

○議長（野田省一君） 失礼いたしました。総務常任委員会、7人です。訂正します。

そのほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 御異議なければ、ただいま指名しましたとおり、常任委員に選任することに決定をいたしました。

しばらく休憩といたします。そのままお待ちください。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時38分

○副議長（津川 篤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎日程の追加

○副議長（津川 篤君） ただいま野田省一議長から総務厚生常任委員の辞任が提出されております。

お諮りします。

議長の総務厚生常任委員会辞任の件を日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（津川 篤君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務厚生常任委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議長の常任委員辞任

○副議長（津川 篤君） 追加日程第1、議長の総務厚生常任委員辞任の件を議題といたします。



追加日程第1の審議案件は、野田省一議長が地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、審議を終了するまで除斥を求めます。

しばらく休憩をいたします。

〔野田省一議長 退場〕

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時39分

○副議長（津川 篤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1、議長の総務厚生常任委員辞任の件を議題といたします。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際において採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属することは適当ではありません。また、行政実例でも、議長については辞任を認めているところでもあります。

お諮りします。

辞任について許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（津川 篤君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務厚生常任委員辞任については許可することに決定をいたしました。

野田省一議長の除斥の解除をいたします。

しばらく休憩をいたします。

〔野田省一議長 入場〕

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時41分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先刻、選任されました各常任委員に申し上げます。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長を互選するため2常任委員会を招集いたします。

休憩中に委員会を開催願います。

しばらく休憩といたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 2時22分

○議長（野田省一君） 人数がそろっておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（野田省一君） これから諸般の報告を行います。

休憩中に開催されました2常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

総務厚生常任委員会の委員長に8番、大松紀美子委員、副委員長に3番、古内みゆき委員、経済文教常任委員会の委員長に5番、東 千吉委員、副委員長に9番、三上純一委員が選任されましたので、議会の運営に関する基準第107項の規定により報告いたします。

---

#### ◎議会広報委員の選任

○議長（野田省一君） 日程第9、議会広報委員の選任を行います。

議会広報委員の選任については、先刻の全員協議会において議長が指名することで協議済みでありますので、指名をいたします。

議会広報委員に、1番、栗原議員、2番、伊藤議員、3番、古内議員、4番、奥野議員、6番、佐藤議員、8番、大松議員、12番、津川議員の7人を指名します。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、議会広報委員に選任することに決定をいたしました。

ただいま選任されました議会広報委員に申し上げます。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長を互選するために委員会を招集いたします。

休憩中に委員会を開催願います。

しばらく休憩といたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時42分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（野田省一君） これから諸般の報告を行います。

休憩中に開催されました議会広報委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

委員長に4番、奥野恵美子委員、副委員長に6番、佐藤 守委員が選任されましたので、議会の運営に関する基準第107項の規定により報告いたします

---

#### ◎議会運営委員の選任

○議長（野田省一君） 日程第10、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、先刻の全員協議会において議長が指名することで協議済みでありますので、指名をいたします。

3番、古内議員、4番、奥野議員、5番、東議員、6番、佐藤議員、8番、大松議員、9番、三上議員の6人を指名いたします。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました議会運営委員に申し上げます。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長を互選するため委員会を招集します。

休憩中に委員会を開催願います。

しばらく休憩といたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 3時01分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（野田省一君） これから諸般の報告を行います。

休憩中に開催されました議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

委員長に6番、佐藤 守委員、副委員長に3番、古内みゆき委員が選任されましたので、議会の運営に関する基準第107項の規定により報告いたします。

---

### ◎選挙第3号 胆振東部消防組合議会議員の選挙

○議長（野田省一君） 日程第11、選挙第3号 胆振東部消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

胆振東部消防組合議会議員に、1番、栗原健一議員、6番、佐藤 守議員を指名します。  
お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました1番、栗原健一議員、6番、佐藤 守議員を胆振東部消防組  
合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました1番、栗原健一議員、6番、佐藤 守議員が胆振東部  
消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました1番、栗原健一議員、6番、佐藤 守議員が議場におられます。  
会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

---

#### ◎選挙第4号 胆振東部日高西部衛生組合議会議員の選挙

○議長（野田省一君） 日程第12、選挙第4号 胆振東部日高西部衛生組合議会議員の選挙を  
行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思  
います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

胆振東部日高西部衛生組合議会議員に、2番、伊藤恵美議員、12番、津川 篤議員を指名  
します。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました2番、伊藤恵美議員、12番、津川 篤議員を胆振東部日高西

部衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました2番、伊藤恵美議員、12番、津川 篤議員が胆振東部日高西部衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました2番、伊藤恵美議員、12番、津川 篤議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

---

### ◎選挙第5号 平取町外2町衛生施設組合議会議員の選挙

○議長（野田省一君） 日程第13、選挙第5号 平取町外2町衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

平取町外2町衛生施設組合議会議員に、5番、東 千吉議員、7番、中島 勲議員、11番、北村 修議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました5番、東 千吉議員、7番、中島 勲議員、11番、北村 修議員を平取町外2町衛生施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました5番、東 千吉議員、7番、中島 勲議員、11番、北村 修議員が平取町外2町衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました5番、東 千吉議員、7番、中島 勲議員、11番、北村 修議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により告知します。

---

#### ◎選挙第6号 むかわ町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（野田省一君） 日程第14、選挙第6号 むかわ町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

この選挙は、選挙管理委員会委員及び補充員の任期が満了することに伴い、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により選挙するものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

指名の方法については、議長が指名する5人の議員及び正副議長の7人の選考委員により指名することにしたいと思います。

選考委員は、議長において指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

7人の選考委員は、議長において指名する2番、伊藤議員、3番、古内議員、7番、中島議員、8番、大松議員、10番、小坂議員、12番、津川議員、13番、野田議員、7人を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した7人を指名選考委員とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した7人を指名選考委員に決定いたしました。  
選考委員会を開催するため、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時18分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました選考委員会において、選挙管理委員会委員及び補充員の指名の結果報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

選挙管理委員会委員に、笠原良三さん、中村 博さん、森 文男さん、今村繁吉さんの4名であります。

補充員には、補充の順番に、第1順位、東 恵利子さん、第2順位、細野厚子さん、第3順位、長谷山幸子さん、第4順位、高田純市さんの4名が指名されました。

お諮りいたします。

初めに、選挙管理委員については、選考委員会により指名されました4人を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、笠原良三さん、中村 博さん、森 文男さん、今村繁吉さんの4人が当選されました。

次に、補充員については、選考委員会により指名されました4人を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、補充員に、第1順位の東 恵利子さん、第2順位、細野厚子さん、第3順位、長谷山幸子さん、第4順位、高田純市さんの4人が当選されました。

しばらく休憩をいたします。

15時40分再開とします。本会議です。



休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時40分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第15、承認第5号 専決処分につき承認を求める件（令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第16号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 承認第5号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第16号）の専決処分につき承認を求める件につきまして御説明申し上げます。

説明の資料は、議案書と別に配付しております令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第16号）に関する説明書を用いて御説明申し上げます。

まず、議案書の1ページをお開き願います。

本補正予算は、歳入におきまして、令和3年度末に確定いたしました地方交付税、地方譲与税などの交付額及び各事業の財源となる地方債の発行額、また、ふるさと納税の採納額のほか、大雪により例年と比べ費用を要した除排雪に係る国からの新たな補助金の配分、道の地域づくり総合交付金が確定したこと、歳出におきましては、特定目的基金を財源としていた林業事業における年度内の執行内容の確定及びふるさと納税の寄附者の意向に基づき後年度以降に活用するため各基金積立予算額の確保のほか、歳入の確定に伴う各事務事業における財源の振替など、所要の補正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

議案書2ページをお開き願います。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億223万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億9,073万5,000円とするものでございます。

補正した款項及び補正額の金額は、議案書3ページから6ページまでの第1表歳入歳出予

算補正となっているところがございます。

続きまして、議案書7ページをお開き願います。

第2表は、補正第2条の繰越明許費の補正の件でございます。令和3年度国の補正予算を財源とし、令和4年第1回定例会提出補正予算（第15号）で追加した際に繰越事業として追加した児童福祉施設感染症予防推進事業につきまして、令和3年度内に事業が完了したことから、繰越明許費を廃止したものでございます。

続きまして、議案書8ページ、第3表でございます。

補正予算第3条の地方債の補正の件でございます。地方債を財源として執行した各事業の完了などにより、令和3年度における借入可能額が確定したことに伴い、林業振興施設等整備事業債ほか5事業につきまして、限度額の補正を行ったものでございます。

続きまして、説明の都合上、別冊で配付してございます令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第16号）に関する説明書により御説明申し上げます。

1ページにつきましては、歳入歳出予算補正事項別明細書、1総括といたしまして、今回補正する歳入の各款ごとの既定額、補正額、補正後の額を記載、2ページにつきましては、補正する歳出の各款ごとの既定額、補正額、補正後の額、また、補正額に係る財源の内訳を記載してございます。

補正の内容につきましては、3ページ、歳入から御説明申し上げます。

2款地方譲与税から4ページ中段、8款環境性能割交付金及び5ページ中段、11款交通安全対策特別交付金につきましては、それぞれ令和3年度分譲与額、交付額が確定したことに伴い、既定額に追加、また、減額を行い、予算額を整理したものでございます。

4ページの下段、9款地方特例交付金につきましては、国の補正予算で措置され、町内における保育士等処遇改善の取組に係る費用に対し交付された臨時特例交付金を第2項に、また、令和3年度新型コロナウイルス感染症対策として実施された中小企業等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産軽減に伴う減収分に対し交付された特別交付金を第3項に追加、既定額では、この固定資産減収分を第1項特例交付金に含め計上していたことから、全ての交付額の確定に伴い、整理したものでございます。

5ページ、10款地方交付税につきましては、令和3年度の特別交付税が9億1,559万円と確定したことに伴い、既定額4億3,000万円との差、4億8,559万円を追加したものでございます。

続きまして、14款国庫支出金につきましては、町道等の除雪費用の財源は普通交付税及び

特別交付税における財政需要額として措置されているところですが、令和3年度中は大雪により例年に比べ増加した除雪費用に対し、雪寒地域道路事業費補助金の交付決定を受けたことから、1,400万円を追加したものでございます。

15款2項道支出金、道補助金につきましては、いずれも地域づくり総合交付金の確定による追加、減額でございまして、まず、1目総務費補助金は、特定課題対策分として申請したテレワークサテライトオフィス需要調査に対する交付決定があった99万6,000円を追加する一方で、恐竜ワールド構想推進事業においては、既定額540万円に対し、交付額が410万円であったことから130万円を減額するもので、差引きで30万4,000円の減額。2目民生費補助金では、高齢者等冬の生活支援事業として実施した福祉灯油支援事業に対し交付決定のあった75万円を追加。6ページ、8目消防費補助金は、特定課題対策分の地震記録誌制作事業に156万9,000円、ハザードマップ改定事業に313万5,000円の交付決定がありましたことから、合計で470万4,000円を追加したものでございます。

続きまして、16款財産収入につきましては、令和3年度の町有林造成事業で間伐した立木の売払いを予定しておりましたが、大雪の影響により搬出が難しく、売払い契約等は令和4年度に入り締結を予定することから、令和3年度売払い収入額を減額したものでございます。

17款寄附金につきましては、令和3年度のふるさと納税の採納額が7,748万4,000円と確定したことにより、既定額7,300万円との差額、448万4,000円を追加するものでございます。

18款1項繰入金につきましては、各交付金及び特別交付税の確定に伴い、令和3年度の一般財源の確保が見込まれることから、歳入歳出の財源調整として繰入金を予定した1目財政調整基金ほか、各事務事業で活用を予定していた3目地域振興基金から13目胆振東部地震対策基金の特定目的基金の一部を後年度以降に活用することを考慮し、繰入金を合計で1億6,525万9,000円減額したものでございます。

7ページ、21款町債につきましては、各事業の完了に伴い借入額が確定したことにより、6つの事業に係る予算額を減額したものでございます。

続きまして、8ページ、歳出を御説明申し上げます。

2款1項5目、180番財政調整基金積立金につきましては、各交付金及び特別交付税の確定に伴う一般財源の確保が見込まれたことから、繰入れを取りやめすることに併せ、令和4年度以降における歳入歳出の財源調整に活用するため、原資積立予算に3億2,356万4,000円追加したものでございます。

200番基本基金積立金につきましては、この後、御説明申し上げます林業振興事業及び造

林事業の執行に係る財源は、この基本基金と立木売払収入となっているところですが、歳入における立木売払収入額が減少することから、事業の財源を確保するため、原資積立金予算を18万2,000円減額したものでございます。

6目227番公共施設長寿命化推進基金積立金につきましては、一般財源の確保が見込まれたことから、後年度以降に執行が見込まれる各公共施設の長寿命化などの事業で活用するため、原資積立金予算に1億円を追加したものでございます。

9目250番企画一般事務につきましては、道補助金、地域づくり総合交付金の交付決定に伴い、財源振替したものでございます。

261番まちなか再生事業につきましては、一般財源の確保により、財源を胆振東部地震対策基金繰入れから振替したものでございます。

274番恐竜プロジェクト事業につきましては、道補助金、地域づくり総合交付金の交付確定が見込みを下回ったため、財源を道支出金から一般財源に振替したものでございます。

300番地域振興基金積立金、9ページに入ります、305番未来担い手基金積立金、306番恐竜の卵基金積立金につきましては、それぞれふるさと納税の寄附者の意向に伴い、それぞれの原資積立予算額を追加したものでございます。

12目360番町営バス等運行事業、14目410番四季の館管理運営事業につきましては、一般財源の確保により、それぞれ町営バス運行基金繰入れ、四季の館営繕基金繰入れから財源を振替したものでございます。

3款1項1目590番社会福祉一般事務につきましては、道補助金、地域づくり総合交付金の交付決定に伴い、財源を振替したものでございます。

下段、3項1目、事業につきましては10ページに記載となっております、975番被災者支援事業につきましては、こちらも一般財源の確保により、財源を胆振東部地震対策基金繰入れから振替したものでございます。

続きまして、5款1項2目1210番地域農業推進事業につきましては、一般財源の確保により、両地区の農業活性化基金推進事業に係る財源を地域振興基金繰入れから振替したものでございます。

2項1目1340番農業振興対策事業につきましては、森林環境譲与税を財源に執行した地域材を活用した森の輪制作事業の確定に伴い、委託料を減額したものでございます。

1351番私有林等整備促進事業につきましては、同じく森林環境譲与税を財源に執行した令和3年度事業の確定に伴い、補助金を減額したものでございます。

1381番林業・木材産業構造改革事業につきましては、苫小牧広域森林組合の新製材工場整備に対する補助金を整備後の実績報告に基づき確定したことから、財源となる歳入、地方債の補正に併せ減額したものでございます。

1419番森林環境譲与税基金積立金につきましては、1340番及び1351番事業における減額に伴い、その財源であった基金を後年度以降の事業に活用するため、原資積立予算額を追加したものでございます。

11ページ、1447番林業専用道整備事業につきましては、北海道が事業主体で進める林業専用道平丘和泉線開設事業における令和3年度事業の確定に伴う負担金が確定したことから、財源となる歳入、地方債の補正に併せ減額したものでございます。

2目1430番基本基金管理事務につきましては、基本基金を財源とし執行した共有林の維持補修等事業の確定に伴い、委託料を減額したものでございます。

1440番基本基金造成事業につきましては、こちらも基本基金を財源として執行した共有林内の支障木伐採事業の減少に伴い、委託料を減額したものでございます。

3項1目1450番水産業振興対策事業につきましては、北海道が事業主体で進める鵠川漁協内矢板補修事業における令和3年度事業の確定に伴う負担金が確定したことを受け、財源となる歳入、地方債を減額したことから、財源振替したものでございます。

7款2項1目1630番除雪対策事業につきましては、国庫補助金、雪寒地域道路事業費補助金の交付確定に伴い、財源振替したものでございます。

2目、事業は12ページに記載となっております、1640番町道整備事業につきましては、町道田浦二宮6線道路整備事業及び豊進橋橋梁整備に係る地方債の借入額が確定したことに伴い、財源振替したものでございます。

8款1項1目1770番胆振東部消防組合運営事務につきましては、胆振東部消防組合消防署鵠川支署で整備いたしました高規格救急自動車整備事業に係る地方債の借入額が確定したことに伴い、財源振替したものでございます。

2目1780番防災対策事業につきましては、道補助金、地域づくり総合交付金の交付確定に伴い、財源振替したものでございます。

9款1項4目1857番鈴木章記念事業推進基金積立金、同じく4項1目2160番生涯学習推進基金積立金につきましては、それぞれふるさと納税の寄附者の意向に伴い、それぞれ原資積立予算額を追加したものでございます。

13ページ、2270番博物館管理運営事務につきましては、道補助金、地域づくり総合交付金

の交付確定が見込みを下回ったため、財源を道支出金から一般財源に振替したものでございます。

5項1目2410番鶴川スケートセンター管理運営事務につきましては、一般財源の確保により財源を公共施設長寿命化推進基金繰入れから振替したものでございます。

最後になります、13款2530番予備費につきましては、一般財源で確保しておりました新型コロナウイルス感染症対策分1,000万円を減額したものでございます。

以上で承認第5号の説明を終わらせていただきます。よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑をされるときはページ数及び款項目節、または事業番号を指示の上、質疑を願います。

承認第5号 専決処分につき承認を求める件（令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第16号））に関する説明書、別冊事項別明細書1総括、2歳入、3歳出の全般及び議案書つづり1ページから8ページまでの全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第5号 専決処分につき承認を求める件（令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第16号））を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

#### ◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第16、承認第6号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町税

条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

本件については提案理由の説明を求めます。

八木町民生活課長。

○町民生活課長(八木敏彦君) 承認第6号 専決処分につき承認を求める件につきまして御説明を申し上げます。

議案書9ページをお開き願います。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、むかわ町税条例の一部を改正する条例について専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布され、施行日が4回に分かれているもののうち、令和4年4月1日に施行される項目につきまして、むかわ町税条例の改正が必要となりましたが、議会開催のいとまがございませんでしたので、令和4年4月1日専決処分を行い、所要の改正を行ったものでございます。

説明の都合上、別冊議案説明資料の1ページをお開き願います。

地方税法等の改正に伴うむかわ町税条例の改正概要により説明いたします。

初めに、改正の趣旨につきましては、先ほど説明のとおりでございます。

次に、改正概要についてでございますが、①個人町民税関係に関する項目でございます。

第34条の7第1項第1号の改正につきましては、寄附金税額控除の経過期間の終了に伴い、規定を削除するものでございます。

続きまして、②固定資産税の関係に関する項目でございます。

第73条の2第1項、その次の第73条の3第1項の改正につきましては、固定資産課税台帳に記載されている住所が明らかにされることにより、人の生命、または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合、その他固定資産課税台帳閲覧に供し、または当該証明書を交付することが適当でないとして認められる場合には、住所の削除など必要な措置を講ずることができることを法令上、明確化するものでございます。

続きまして、附則第10条の3の改正につきましては、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴い、規定を整備するものでございます。

続きまして、附則第12条の改正につきましては、宅地等に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とするものでございます。

③その他でございますが、第48条第9項、第15項及び附則第10条の2につきましては、法律改正に合わせて、項ズレに伴う措置等の整備でございます。

施行期日につきましては、令和4年4月1日とするものでございます。

なお、資料の次のページに条項ごとの改正概要、その次以降に新旧対照表を掲載してございます。

議案書にお戻りいただき、11ページをお開き願いたいと思います。

附則といたしまして、第1条で施行期日、第2条では固定資産税に関する経過措置をそれぞれ規定しているものでございます。

以上、承認第6号の説明とさせていただきます。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第6号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

#### ◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第17、承認第7号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。



本件について提案理由の説明を求めます。

八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） 承認第7号 専決処分につき承認を求める件につきまして御説明申し上げます。

議案書13ページをお開き願います。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う改正及び新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免について適応期間を延長するため、むかわ町国民健康保険税条例の改正が必要となりましたが、議会開催のいとまがございましたので、令和4年4月1日専決処分を行い、所要の改正を行ったものでございます。

説明の都合上、別冊の議案説明資料の9ページをお開き願います。

むかわ町国民健康保険税条例新旧対照表により御説明いたします。

附則第4項中、「同条中」を「同項中」に、第17項中、「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改めるものでございます。

内容といたしましては、第4項は地方税法等の一部を改正によるもの、第17項は、令和元年度から令和3年度を対象としている減免対象期間を令和4年度においても対象とするものでございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻りいただき、14ページをお開き願います。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行する旨、記載してございます。

以上、承認第7号の説明とさせていただきます。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 2点ほど伺います。

第1点は、これは当然の措置かなというふうに思っておりますが、このコロナによって多くの方が大変な状況になっている、それを少しでも救済したい、こういうことなんだというふうに思いますが、そこで、この延長によりまして予想される適用者数、さらには、適用金額等々どのように見込んでおられるのか、R3年度との対比等々の中でも出てくるんじゃないかと思うんですけども、その辺についてまずお伺いします。それが第1点です。

それから、第2点目には、これは4月1日のあれですけども、この間、2022年度のこの市町村の保険税、保険料について都道府県単位になっているわけですし、道のほうから今年度のこの保険料率の状況というのが、全国的には都道府県から発表されたというふうになっております。ですから、我が町にも来ているんじゃないかというふうに思うんですけども、そういう状況の中でどのようなことが、道のほうから我が町の保険料率については示されておるのか、そこら辺あれば伺っておきたいというふうに思います。

なお、この点について、全国的には3分の2の自治体が引上げになるんじゃないかというふうに言われておりますが、そこら辺についてもお伺いしておきたい。

以上であります。

○議長（野田省一君） 2点目については、直接このことに関係していない、承認を求める件についてのことでありますので、別の機会にお願いをしたいと思います。

1点目について、菊池町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（菊池恵美君） 1点目のコロナの延長により予想される見込み数ということで、私のほうから御説明をいたします。

この間、新型コロナウイルスの関係で減免の申請等を承ってきておるところでございますけれども、令和2年度までについては減免の決定数がございますが、令和3年度におきましては相談が3件ございまして、申請までには至っていないというところで、減免の決定についてはゼロ件ということになってございます。令和4年度につきましても、今の現状を鑑みますと、予想される件数については把握しきれていないといえますか、今の現状ではないと予想してございます。

以上です。

○議長（野田省一君） そのほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 今、今年予想される標準保険料率について、これ議題外というふうな議長の判断でございましたけれども、私はそうでない。大体この保険税に関わっては、今

年の6月定例会ぐらいには出てくるんだろうと、全国的に全道的にそういうふうと言われております。ですから、当然、そういうふうな流れとのこの関係もあるので、その辺承知していれば、今のうちに示していくのは当然かなというふうに思っております。そういう流れだけでも示すことが大事じゃないかと思っておりますが、もう一度、御検討願いたい。

○議長（野田省一君） 八木課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） 答弁になるかちょっと分かりませんが、国民健康保険の税率等につきましては、新年度予算が成立した部分で、来年度の納付金を含めた中で予算措置をして、あのときに説明したということになってございますので、税率等につきましては、当初予算のときに示したものが今のある部分だということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（野田省一君） そのほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第7号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第18、承認第8号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

横山健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（横山貴仁君） 承認第8号 専決処分につき承認を求める件につきまして御説明いたします。

議案書15ページをお開き願います。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして専決処分を行いましたので、同法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

説明の関係から別冊にて配付しております議案説明資料11ページの新旧対照表をお開き願います。

本条例改正につきましては、令和4年3月14日付、厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡により、財政措置を講ずる通知があったことから、令和4年度においても引き続き減免規定を設けるため、むかわ町介護保険条例の一部改正が必要となりましたが、議会開催のいとまがございませんでしたので、令和4年4月1日専決処分を行い、所要の改正を行ったものでございます。

改正の内容につきましては、附則第9条第1項中、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の16ページの承認第8号へ戻っていただきたいと思っております。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、承認第8号の説明とさせていただきます。御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第8号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

### ◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第19、同意第2号 むかわ町監査委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

本件に関する対象者の数矢伸二さんは、審議の都合上、一時退席を願います。

〔数矢伸二監査委員 退場〕

○議長（野田省一君） 同意第2号について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 同意第2号 むかわ町監査委員の選任につき同意を求める件について御説明を申し上げます。

地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございますが、識見を有するものから選任する委員として、むかわ町生田440番地、数矢伸二氏の選任同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから同意第2号 むかわ町監査委員の選任につき同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号 むかわ町監査委員の選任につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

〔数矢伸二監査委員 入場〕

ただいま監査委員に選任されました数矢伸二さんから就任挨拶の発言が求められておりますので、これを許します。

数矢さんは登壇の上、挨拶をしてください。

〔数矢伸二監査委員 登壇〕

○監査委員（数矢伸二君） ただいま代表監査委員として選任されました数矢伸二でございます。資料にもありますように、平成30年に監査委員として任命されて4年がたちました。まだまだ日々勉強することばかりで、これからまた4年、監査事務局等の御協力を得ながら、また、議会議員の皆様方の御協力、御理解を得ながら4年間務めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

### ◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第20、同意第3号 むかわ町監査委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

三上純一議員は、地方自治法第117条の規定による除斥の対象となりますので、審議終了まで除斥を求めます。

しばらく休憩をいたします。

〔9番 三上純一議員 退場〕

休憩 午後 4時23分

再開 午後 4時23分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第3号について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 同意第3号 むかわ町監査委員の選任につき同意を求める件について御説明申し上げます。

地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を得て、議員のうちから選任する委員として、むかわ町汐見377番地、三上純一氏の選任同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから同意第3号 むかわ町監査委員の選任につき同意を求める件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 むかわ町監査委員の選任につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

三上純一議員の除斥を解除します。

しばらく休憩します。

〔9番 三上純一議員 入場〕

休憩 午後 4時25分

再開 午後 4時25分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま監査委員に選任されました三上純一さんから就任挨拶の発言を求められておりますので、これを許します。

三上純一さんは、登壇の上、挨拶をしてください。

[9番 三上純一議員 登壇]

○9番（三上純一君） 同意いただきましてありがとうございます。4年間経験させていただきましたけれども、改めて初心に帰って、公正な監査をしてまいりたいというふうに思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

---

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第21、同意第4号 むかわ町副町長の選任につき同意を求める件を議題とします。

本件に関する対象者の成田忠則さんは、審議の都合上、一時退席を願います。

[成田忠則氏 退場]

○議長（野田省一君） 同意第4号について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

[竹中喜之町長 登壇]

○町長（竹中喜之君） 同意第4号 むかわ町副町長の選任につき同意を求める件について御説明を申し上げます。

地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものでございますが、むかわ町福住2丁目28番地4、成田忠則氏を副町長に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

成田氏は、町職員として豊富な行政経験を有しており、適任者として選任をするものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから同意第4号 むかわ町副町長の選任につき同意を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号 むかわ町副町長の選任につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

〔成田忠則氏 入場〕

○議長（野田省一君） ただいまむかわ町副町長に選任されました成田忠則さんから就任の挨拶の発言が求められておりますので、これを許します。

成田さんは、登壇の上、挨拶をしてください。

〔成田忠則氏 登壇〕

○成田忠則君 議長のお許しがありましたので、一言御挨拶申し上げます。

ただいま副町長の選任の議会同意をいただきました成田でございます。誠にありがとうございます。この場に立ちまして、職責の重さをひしひしと感じているところでございます。私自身、大変微力ではございますけれども、職員皆さんの御協力をいただきながら、組織一丸となって住民福祉の向上、町政発展のため尽力をしております。議員の皆様には、これまで以上の御指導をいただきますようお願い申し上げまして、簡単措辞ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野田省一君） ここで、5月11日で退任されます渋谷副町長から一言御挨拶をいただきたいと思っております。登壇の上、よろしく願いをいたします。

〔渋谷昌彦副町長 登壇〕

○副町長（渋谷昌彦君） お時間を頂戴いたしまして誠にありがとうございます。

任期満了までまだ若干ございますけれども、2期8年間、竹中町政の一翼を何とか担わせ

ていただきました。これまでの町民の皆さん、そして、議会議員の皆さんの御理解の下というふうに感謝を申し上げるところでございます。もちろん職員の陰の絶大なるバックアップあってからこそというふうに思っているところであります。職員の皆さんにも、改めて御礼を申し上げたいというふうに思います。

今回の選挙によりまして、議会のほうも大きく変わられております。また、竹中町政も3期目のスタートを迎えるところであります。議会のさらなる活発な議会と、そして、議員皆さんの御活躍、そして、むかわ町のさらなる発展を御祈念申し上げまして挨拶とさせていただきます。大変長らくありがとうございました。

---

### ◎日程の追加

○議長（野田省一君） 先ほど議会運営委員会委員長及び議会広報委員会委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。

閉会中の所管事項調査の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認め、したがって、閉会中の所管事項調査の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

---

### ◎閉会中の所管事項調査の件

○議長（野田省一君） 追加日程第2、閉会中の所管事項調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長並びに議会広報委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり所管事項について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（野田省一君） これで本臨時会に付議された案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第4回むかわ町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

臨 時 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員